

書 評

サスキア・サッセン

「グローバリゼーションの時代——国家主権のゆくえ」

伊豫谷登士翁訳, 平凡社選書, 1999年

藤 井 篤

今日、ヒト、モノ、カネ、情報がかつてないほど高速かつ大量に国境を超えて移動していることは誰でも知っている。またこうした時間と空間の圧縮による世界の一体化（グローバル化）が経済のみならず、政治や文化のあり方にまで大きな影響を与えていることも、さらにまたこうした世界的連関の形成がインターネットに代表される情報伝達技術の飛躍的進歩を不可欠の前提としてきたことも、周知の事実である。だが、グローバル化については、その価値的判断とともに、いまだにコンセンサスを得ていない問題も残っている。グローバル化はいつから始まったのか、それは国民経済圏の消失・終焉を本当に意味するのか、グローバル化と地域統合（リージョナリゼーション）との関係は対立的か、グローバル化の下で国家は本当に衰退したのか等々である。

グローバル化を一種の機械のようなものとして、つまり純粋に情報伝達技術上の革新とそれに基づく新しい市場経済の運動として捉えるような素朴な立場からすれば、グローバル化は是も非もない変更不能な自然史的過程であり、現在世界各地で火を吹いている「反グローバリズム」運動などはかつてのラッダイト運動のような無駄な抵抗でしかないだろう。だが金融自由化を始めとするグローバル化の要請のなかで押しつけられる「グローバル・スタンダード」が多くの場合アメリカン・スタンダードでしかないように、グローバル化は冷戦終結以後のアメリカのヘゲモニー下で推進される政策でもあるのだ。グローバル化は国家の政策に作用を及ぼすと同時

に、国家の政策によって創出・推進されたり抑制されたりするものでもある。ここにとり上げるサッセンの著書は、そうしたグローバル化と国家の政策の相互作用を考える端緒を与えてくれるものである。

第一章「近代国家と権力の新しい地理学」は、経済のグローバル化がもつ空間的意味を考察する。自動車や電子機器を始めとする製造業は、コスト削減のために部品の生産拠点やオフィスを大幅に海外移転させてきたが、こうした生産の地理的分散の反面で、広範囲に拡散した生産組織の協調と経営管理のために本社機能の集権化が生まれている。しかもそうした本社機能に本来含まれるべき法律・会計・経営・管理・プランニング機能はかつてなく高度に専門化・複雑化しているために、社外にそうしたサービスを発注する方が合理的であり、こうした企業サービスを提供する企業群のネットワーク（「企業サービス複合体」）を発達させる。この複合体は一国の国内的な法制度や会計制度を越えて活動を展開するのだが、これらの法制度が本来国家の領土内でのみ効力をもつという領域的限界を有している以上、経済のグローバル化は国家を越える新しい法レジームの形成を要求する。著者によれば、この法レジームの形成は、必ずしもその権威を国家に依存するものではないが、様々な国家アプローチ間の競争によって構成されるという。そしてこの競争の結果、英米法（特にアメリカ法）圏の企業法が大陸法圏のそれに優越し、国際的商取引契約のなかに組み込まれたり、他国の判例法・制定法のなかにさえ組み込まれつつあり、アメリカナイズーションとしての法のグローバル化を生んでいるという。グローバル化をアメリカン・スタンダードの貫徹として捉えること自体は何ら目新しい見地ではないが、法レジームの形成という観点からの把握は新鮮である。

また著者は、しばしば背反ないし対立として語られるグローバル化と国民国家の関連についても、バランスのとれた主張を行っている。「わたしの分析では、あきらかに、国民国家とグローバル経済を相反する活動とし

て定義することは、非常に問題である。多くのグローバルな過程が起こる戦略的空間は、しばしばナショナルである。グローバリゼーションに不可欠な新しい法形態が実施されるメカニズムは、しばしば、国家制度の一部である」(77頁)。グローバル資本は国家に対して様々な要求を行う一方で、国家はそれらの企業活動を保証し規制する新たな法制度を創出し、それにグローバル資本の活動を服従させるわけであるから、グローバル化をグローバル資本の活動と国家の役割の双方から考察しようとする著者の複眼的思考は至極適切だと思われる。

第二章「経済的市民権について」は、グローバル経済の行為者が国家に対して行使しうる権利(権力)を主題としている。たとえば古典的な意味での市民権は、公的意思決定への発言権としての参政権を生み、市民は有権者として選挙での投票を通じて政治的代表を選出し、政府の統治をコントロールしうるものとされた。著者の好む言葉を使えば、市民は政府に対してその統治についての「説明責任」を追及しうる権利をもつものとされている。著者がここで「経済的市民権」と呼ぼうとしているものは、経済的な行為主体が政府の「説明責任」を要求できる権利のことであるが、その権利は市民ではなく企業や市場に、とりわけ国際金融市場に属するものとされる。その国際金融市場は、国内金融市場の規制緩和、国際資本流入の自由化、コンピュータ・ネットワークによるテレ・コミュニケーション等によって、爆発的に成長した。とりわけこの新しい情報伝達技術の革新こそが、国際金融市場における取引の迅速性と取引高の飛躍的増大を生んだとされる。こうした指摘は、自宅でパソコンを使って気軽に株式取引に参加する膨大な大衆投資家の登場や、大量の資金を瞬時に国際移動させて一国の経済に深刻な影響を与えるヘッジ・ファンドの活動を想起すればたやすく首肯できるものである。さらにこうして急成長を遂げた国際金融市場のおかげで、政府にとっては一層大規模かつ長期的な借金が可能になった。市場は時々政府の過度の借り入れに対して懲罰を下し、借金の削減

を政府に強いることができる。

著者が「経済的市民権」なる概念設定を試みたくなった背景には、上記のような国際金融市場の成長の中で膨大な経済的行為者が新規参入し、彼らが市場を通じて政府の政策に対する信任・不信任を表明することで、政府をコントロールできるようになっているとの認識があるようだ。選挙を通じた市民による政府の説明責任の追及は数年に一度しか行われぬのに対して、こちらは毎日24時間展開される金融市場の反応を通じた、政府の政策に対する即時かつ絶え間ない責任追及である。参政権よりもよほど有効な政府コントロールであるようにも思われる。

だが国際金融市場や多国籍企業に帰属する「経済的市民権」なるものは、比喩としても不適切ではなかろうか。その担い手がヒト（市民）でないことだけが問題なのではない。いわゆる市民権は当該国家の正規メンバーである限り、万人に等しく配分される。普通選挙制度の定着した大衆デモクラシーにおいては、参政権は市民の資産や納税額に無関係に等しく付与される。だが国際金融市場で繰り広げられるマネー・ゲームには誰でも参加できるわけではないし、各人のもつ資源の大きさによって市場に与える影響にも、そこから獲得しうる利得にも、極端に大きな差がある。著者自身が、非国家的主体がグローバル経済において果たす役割は「不均衡に権力をもつ個人や団体に分配されている」ことを事実として認め、「われわれは、この不均衡を正さなければならない」（121頁）と当為を説いているだけに、この「経済的市民権」なるタームには違和感を禁じえなかった。

第三章「新しい秩序の試金石としての移民」は、これまでに論じてきた経済のグローバル化が国家主権や国民経済を脱国家化することと対照的に、移民つまり労働力の国際移動が政治を再国家化することを論点としている。現代移民研究から学問的出発をとげた著者にとって、最も重要な部分であろう。

移民はヒトの移動であるがゆえに、それが本来帰属すべき国家をもち、

移動については自己決定を前提とする。したがって意思や国籍をもたず、あるいは市場で迅速に交換される情報やモノやカネの移動とは同列に扱えない性質をもっている。また国家にとってヒトの出入国の管理は、当該領土に国家的支配を排他的かつ一元的に貫徹するために必要不可欠な政策的課題である。労働力の国際移動に対する規制緩和の要請は、送り出し国・受け入れ国の双方に現実存在するが、ヒトの移動が国家の人的構成を変更しかねない重大事である以上、国家は国境でのコントロールをやめるわけにはいかない。国家の死滅の可能性を近い将来に考えることができない以上、国家が国民でない人々の流入を無条件で認めるわけにはいかないのである。現在のところ国境でのコントロールの廃止は、EUのような相対的に同質的な政治的・経済的・文化的構成をもつ国々から構成された超国家組織の域内で実現しているにすぎない。

現在世界中で1億2000万人に上るとされる移民の存在は、もちろん国家の政策と無関係ではない。移民は一見すると個々人の自由意思と自己責任に基づいて判断された個別的選択行動のようでありながら、実際には「国際的な移民は、より大きな地政学的で越境的な経済ダイナミクスの作用によるものであり」、「移民の地理学にはひとつのパターンがあり、主要移民受け入れ国は、自国の影響力の強い地域から移民を受け入れているのである」(137頁)。イギリス、フランス、ドイツ、アメリカなど先進諸国に在住する移民たちの出身国を見れば明らかなように、移民の送り出し・受け入れは、過去の植民地的つながりに基づくか、現在の新植民地的ないし擬似植民地的つながりに基づいてパターン化されている。このつながりは時代を経るごとに希薄化される傾向にあるが、それでも移民の目的地が限定されていることは、移民がシステムに支えられた行動であることの証左とされる。

同時にまた先進諸国の移民政策は収斂傾向にあり、国家を超えた法レジーム(国際的人権レジーム)の形成がヒトの移動を大きく支えているとされ

る。こうした人権レジームはその普遍的性質上、適用対象としてのヒトを国籍において区別しない。この結果、領土内で国家の非正規メンバーに対して当然かつ無条件の優越をもって君臨してきた国家主権は侵食され始め、国籍の保持を自明の前提としてきた従来の市民権概念は再考を迫られている。このことは、わが国が現在直面している定住外国人への地方参政権付与問題（国家主権の擁護と住民自治のいずれを優先すべきか）を見ても明らかである。ヒトの移動もまた、カネ、モノ、情報とは異なる位相をもちながらも、国家の政策によって生み出され、制御され、やがて国家を越えた法レジームの形成によって支えられながら、反転して国家主権を制約・侵食していく点ではよく似た性質をもっていることが理解される。

本書全体が打ち出しているシェーマは、グローバル化がはらんでいる、国家領土や国民経済の脱国家化と、政治の再国家化の二重性である。この二重性の認識はグローバル経済と国民国家をゼロ・サム的關係では考えないことから生まれている。この両者の相互浸透・補完への認識から、著者は適切にもふたつの対蹠的な議論をともに退けている。すなわち、国民経済における外国貿易や外国投資の占める割合の小ささを強調してグローバル経済の意義を過小評価する議論を退ける一方、規制緩和や民営化といった経済的脱国家化を単純に国家の衰退とみなしたり、国民経済の終焉とみなす議論にもはっきりと一線を画している。経済グローバル化のなかで、財務省のような国際的金融機能と結びついた省庁の権限強化が起こっているとの指摘（33頁）も、単純な「国家の衰退」説に対する適切な批判となっている。

経済学者である著者がグローバル化を神話とみなす前者の議論を拒否して、グローバル化を現実として認めること自体はごく当然のことにも思えるが、本書の力点はむしろ後者の議論を批判して、グローバル化がナショナルな要素にいかに関わり、支えられているかを主張することに置かれている。ただし、国民経済とグローバル経済、ナショナル資本とグロー

バル資本との間にどのような矛盾・軋轢・抵抗が生じているかについては本書を読んでもわからない。副題からも窮えるように、本書の問題設定は、グローバル経済と国家の規制的機能（政府の政策や法制度）との関連如何にあるからである。比較的短い分量に凝縮された本書の記述は、政治学を専攻する評者にとって理解しやすいものとは言いかねるが、国家主権、領土、法レジーム、正統性、市民権、統治等々、本書を構成するキー・ワードは、従来経済学者が多くの場合、所与として考察対象の外部に置いてきた事柄である。ここにこそ国際政治経済学の著作としての本書の存在意義があらうし、政治学者にこそ読まれるべきであろう。

原著は、Saskia Sassen, *Losing Control? : Sovereignty in an Age of Globalization*, Columbia University Press, 1996.